(目的及び交付)

- 第1条 市長は、食料品価格の高騰の影響を受けている介護保険サービス等を提供する事業所等に対し、食材費に係る経費を支援することにより、利用者が安心して介護保険サービス等を受けられる環境を維持するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金(以下「支援給付金」という。)を交付する。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 入所系事業所等 本市に所在する次に掲げる事業所及び施設をいう。
 - ア 本市の指定を受けた介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
 - イ 本市に届出をした養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付 き高齢者向け住宅
 - (2) 通所系事業所等 本市に所在する次に掲げる事業所及び団体をいう。
 - ア 本市の指定を受けた通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所 介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小 規模多機能型居宅介護事業所、通所型サービス(従前相当)事業所及び通所型サービス A事業所
 - イ 本市と「元気あっぷ教室業務」の委託契約を締結した通所型サービスC事業所
 - ウ 令和7年度山形市地域支え合いボランティア活動事業費補助金交付要綱(令和7年4月1日施行)に基づく補助金の交付を受ける通所型サービスB実施団体
- 2 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)、地域支援事業の実施について(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別紙「地域支援事業実施要綱」、山形市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年3月1日施行)及び令和7年度山形市地域支え合いボランティア活動事業費補助金交付要綱において使用する用語の例による。

(交付対象期間)

第3条 支援給付金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。

(交付対象者)

第4条 支援給付金の交付の対象となる者は、支援給付金の交付申請の時点において入所系事業所等又は通所系事業所等(以下「事業所等」という。)を運営し、かつ、交付申請の時点及び交付申請の日以後においても当該事業所等において利用者に対し食事を提供する法人とする。

(支援給付金の額)

第5条 支援給付金の額は、別表のとおりとする。

(支援給付金の申請)

- 第6条 支援給付金の交付を受けようとする者は、令和7年度山形市介護保険サービス事業所 等食材費支援給付金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提 出しなければならない。
 - (1) 事業所·施設別申請額一覧(別記様式第2号)
 - (2) 振込先口座情報(別記様式第3号)
 - (3) 運営規程又は重要事項説明書(食費の金額が記載された書類)(通所系事業所等に限る。)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を行う場合において、複数の事業所等を運営する法人にあっては、 当該複数の事業所等について一括して申請するものとする。
- 3 第1項の規定による申請の期間は、市長が別に定める期間とする。

(交付決定内容の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、 支援給付金の交付の適否を決定し、その旨を令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食 材費支援給付金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により当該申請者に対し通知 するものとする。

(支援給付金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により支援給付金の交付を決定したときは、当該交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、支援給付金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付金の交付の決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 事業所等における介護保険サービス等の休止若しくは廃止又は食事の提供の停止により 支援給付金の交付の決定に係る当該事業所等における食事の提供月数に変更が生ずること が明らかになったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により支援給付金の交付を受けたとき。
 - (3) この要綱の規定に反する行為があったとき。
 - (4) その他市長が支援給付金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金交付決定取消通知書(別記様式第5号)により当該交付決定 者に対し通知する。

(支援給付金の返還)

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定により支援給付金の交付の決定を取り消されたと きは、市長の請求に応じ、支援給付金を返還しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、支援給付金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(関係書類の整理保管)

第12条 交付決定者は、支援給付金に係る関係書類を支援給付金の交付を受けた年度の翌年 度の初日から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和7年10月29日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	対象事業所等(※1)	支援項目	基準単価	積算方法(※2)	交付金額
1 入所系 事業所等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所	食材費	1,300円/人	基準単価×定員数×食事 を提供する月数	左記の積算方法で求 めた額の1/2
2 通所系 事業所等	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所型サービス(従前相当)事業所 通所型サービスA事業所 通所型サービスB実施団体 通所型サービスC事業所	食材費	350円/人	基準単価×定員数×食事 を提供する月数	左記の積算方法で求 めた額の1/2

※1 対象事業所等について

次の場合は、1つの事業所等として取り扱うものとする。

- ・介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合
- ・介護サービスと総合事業の両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている場合
- ・介護老人福祉施設と空床利用型の短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合
- ・地域密着型介護老人福祉施設と空床利用型の短期入所生活介護の両方の指定を受けている場合
- ・介護老人保健施設と空床利用型の短期入所療養介護の両方の指定を受けている場合

※2 積算方法について

- ・定員数(通所型サービスB実施団体を除く。)は、本市に提出している事業所等の運営規程等に記載されている定員数とする。
- ・通所型サービスB実施団体の定員数は、令和7年4月から令和8年1月までの間で1日の利用者数が最大の日の利用者数とする。
- ・年度の途中で定員数に変更があった場合、月ごとにその定員数に応じた員数とする。 例)4月~8月(5か月)の定員:10名、9月~翌年3月(7か月)の定員:15名の場合、 積算方法は、基準単価×10名×5か月+基準単価×15名×7か月とする。

令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金交付申請書

(宛先) 山形市長

令和	年	月	E
11 J H		/1	F

山形市介護保険サービス事業所等への食材費支援について、山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金を交付されるよう、令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

(この申請書は、山形市において交付決定した後は、支援給付金の請求書として取り扱います。)

【申立事項】

次のとおり相違ないことを確認の上、チェックボックスにチェックを入れてください。

- 全ての項目がチェックされないと交付申請できません。
- 回 申請する支援給付金のその全ては、申請者自身が運営する介護保険サービス事業所等において、利用 者に提供する食事に係る費用に充てるものであること。
- □ この支援給付金における収入及び支出等に係る証拠書類(この支援給付金の交付対象となる食材費の 請求書、領収書等を含む。)を5年間適切に整備保管すること。
- □ サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ないこと。

申	フリガナ									
•	名 称									
請		(郵便番号	7	-)					
-1-4	所在地									
者										
法	連絡先	電話番号				E-ma	il			
	代表者	職名				氏	名			
	申請に関する担当者	職名				氏	名			
申	請内容									
		交付	寸対象		食	材費に	係る支	援給付金		
٤	サービス種別		[事業所·施記	没数			申請額		
	介護老人福祉施設			0	か所				0	円
	地域密着型介護老人福祉施設			0	か所				0	円
	介護老人保健施設			0	か所				0	円
所	介護医療院			0	か所				0	円
系	認知症対応型共同生活介護事業	業所		0	か所				0	円
事	養護老人ホーム			0	か所				0	円
	軽費老人ホーム			0	か所				0	円
	有料老人ホーム			0	か所				0	円
等				0	か所				0	円
	短期入所生活介護事業所			0	か所				0	円
	短期入所療養介護事業所			0	か所				0	円
	通所介護事業所			0	か所				0	円
通	地域密着型通所介護事業所			0	か所				0	円
前	認知症対応型通所介護事業所	sp.m.		0	か所				0	円
系	通所リハビリテーション事業所			0	か所				0	円
事	小規模多機能型居宅介護事業所			0	か所				0	円
所系事業	看護小規模多機能型居宅介護事			0	か所				0	円
所	通所型サービス(従前相当)	事業別		0	か所				0	円
等	通所型サービスA事業所			0	か所				0	円
	通所型サービスB実施団体			0	か所				0	円
	通所型サービスC事業所			0	か所				0	円
	合 計			0	か所				0	円

(単位:円)

				(単位:円)				
No.	事業所・施設名	サービス種別	基準単価(a)	定員(b)	月数(c)	係数(d)	申請額(e)	備考
1						0. 5		
2						0. 5		
3						0. 5		
4						0. 5		
5						0. 5		
6						0. 5		
7						0. 5		
8						0. 5		
9						0. 5		
10						0. 5		
11						0. 5		
12						0. 5		
13			_	_	_	0. 5		
14						0. 5		
15						0. 5		
	合計							

(注:必ずお読みください。)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」は、入所系事業所等は「1,300」、通所系事業所等は「350」を選択すること。
- 3 「定員(b)」は、本市に提出している事業所等の運営規程等に記載されている定員数を入力すること。

なお、年度の途中で定員数に変更があった場合は、月ごとにその定員数に応じた員数とし、定員数ごとに行を分けて記入すること。

例) 4月~8月 (5か月) の定員: 10名、9月~翌年3月 (7か月) の定員: 15名の場合

積算方法は、基準単価×10名×5か月+基準単価×15名×7か月とする。

ただし、通所型サービスB実施団体については、令和7年4月から令和8年1月までの間で1日の利用者数が最大の日の数を入力すること。

- 4 「月数(c)」は、令和7年4月から令和8年3月までの間で、食事を提供する月数を入力すること。
 - (例1) 令和7年6月から令和8年3月まで →「10」
 - (例2) 令和7年6月から同年8月まで(9月から休止)→「3」
- 5 「係数(d)」及び「申請額(e)」は変更しないこと。

振込先口座情報

※申請者である法人名義の口座に限ります。

金融機関名	金融機関コード
本支店名	店番号

預金種別	口座番号						

※口座番号が7ケタ未満の場合は、右づめで空欄に0を記入してください。

口座名義人(カタカナで記入してください。)

	1	1	T .					ı	ı	ı								
				!				!	!	!				 !	!	!	!	
	i	i	ì	1				i	i	i	ŀ			i	i	1	1	1
	1	<u> </u>	1	I				I	I	I						I	I	1
	1	1	i	:	i	•	i	i	i	i		•	•		i	:	:	
	1		1	!				į.	į.	į.				!	į	!	!	į ,
			1					:	:	:				ł	}			
-	÷															Ē		
	1	1	ł	ŧ.	-	-	-	!	!	:		-	-	ł	ł	ł	ŧ.	
	i	i	ī	i	i	i	i	i	i	i		i	i	i	ī	i	i	í i
			!		-			!	!	!					!			

※通帳の見開き(カナロ座名義記載ページ)の写しを添付してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

山形市長印

令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金 交付 (不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金について、令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定内容 交付(不交付)
- 2 交付決定額 円
- 3 支 払 日 年 月 日(予定)

【参考】事業所等ごとの交付決定額の内訳

対象事業所等名称	事業所等種別	支援給付金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円

 第
 号

 年
 月

 日

様

山形市長

令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給付金 交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山形市介護保険サービス事業所 等食材費支援給付金について、令和7年度山形市介護保険サービス事業所等食材費支援給 付金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第 2項の規定により通知します。

支援給付金の返還については、 年 月 日までに納めてください。

記

1 支援給付金交付決定額

円

- 2 取消しの理由
- 3 取消しの内容
- 4 取消し後の支援給付金交付決定額
- 5 返還額